

阿智村公営保養センター「鶴巻荘」について

地域経営課

現状の管理運営

1. 指定管理者： (株) 鶴巻
2. 所 在 地： 阿智村智里 331 番地 1
3. 指定期間： 平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 10 年間
4. 設置目的： 村民福祉向上、昼神温泉郷及び地域の活性化に資するため
5. 賃貸借料： 建物分 年額 6,600,000 円
土地分 年額 2,212,678 円

指定期間終了後について

1. 阿智村公営保養センター設置条例を廃止し、賃貸借契約により貸付を行う。
(期間については 5 年を基準として検討し、短縮することがある旨を明記する。)
2. 賃貸借料については現賃貸借料を基準として検討する。

賃貸借契約書

賃貸人 阿智村長 熊谷秀樹（以下「甲」という。）と賃借人 一般財団法人 阿智開発公社 代表理事 牛山明彦（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約書を締結する。

（賃借物件）

第1条 甲は、次に掲げる建物等（以下「本物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

- | | |
|------------------|------------|
| （1）宿泊交流施設 月川 | 智里4092番地の7 |
| （2）テニスコート・クラブハウス | 智里4091番地4 |

（用途）

第2条 乙は、本物件を宿泊施設及びテニスコート・クラブハウスとして管理及び運営するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和元年9月1日から令和2年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 本物件の前条に定める期間の賃貸借料は239,400円とする。

（業務、維持管理及び修繕義務等）

第5条 乙は、本物件を善良な管理者としての注意をもって維持保全しなければならない。

- 2 乙は、建物及びその他の施設の新設又は本物件の増改築その他原状を変更しようとするときは、事前に甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、本物件の管理、運営及び維持修繕等に要する一切の費用を負担する。
- 4 必要費に属する工事は、甲乙協議のうえ実施する。

（施設の原状回復義務）

第6条 乙は、その契約の期間が満了したとき、契約が取り消されたとき、又は期間が短縮したときは、本物件を速やかに原状に回復させなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

- 2 乙は、天災地変その他の事由により本物件が滅失し、又は毀損したときは、遅滞なく甲に通知するとともにその指示に従うものとする。
- 3 乙は、その責めに帰すべき事由により本物件が滅失し、又は損傷したときは、甲の指示するところに従い、乙の負担において本物件を原状に回復させなければならない。ただし、甲の承諾あるときはこの限りではない。

（有益費等の放棄）

第7条 乙は、本物件に投じた有益費は、これを甲に請求しないものとする。

（報告及び調査並びに指示）

第8条 甲は、乙に対して業務の実施状況等について報告を求め、実地に調査し、又は乙に対して必要な指示をすることができるものとする。

（業務の改善）

第9条 甲が、乙に対して改善すべき旨の指示を行ったときは、乙は速やかにその指示に従わなければならない。